

尼崎市市民運動推進委員会園田地区推進協議会規約

(主 記)

第1条 この規約は、尼崎市市民運動推進委員会園田地区推進協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 協議会は、健康で明るい住みよい町づくりをめざして、園田地区内の市民運動を効果的に推進することを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、園田地区内の社会福祉協議会及びその他の各種団体をもって組織する。

(事 業)

第4条 協議会は、園田地区内における市民運動として、次の事業を行う。

交通安全に関する事業

環境美化に関する事業

青少年の健全育成に関する事業

文化、健康に関する事業

その他、第2条に定める目的達成に必要な事業

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1人

副会長 2人

理 事 若干人

会 計 1人

監 事 2人

(役員を選任)

第6条 会長、副会長、会計及び監事の選出は、理事会において理事の互選とする。

2 理事は、社会福祉協議会及びその他の各種団体から選出された者をもって充てる。

(職 務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 会長は、理事会を招集し会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

- 4 理事は、理事会を構成し次の事項を協議し、決定する。
第4条に定める事業の基本方針及び具体的な運動計画の策定
事業を効果的に推進するため専門的な調査、研究
その他、各種団体との調整

5 会計は、協議会の経理を担当する。

6 監事は、協議会の経理を監査する。

(任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了後といえども、後任者が選任されるまで在任する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、園田地域振興センターで処理する。

(理事会)

第10条 理事会は、会長が招集しその議長となる。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、出席を委任した者は出席者とみなす。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会は、必要に応じて部会、又は実行委員会を設けることができる。

5 部会又は実行委員会に関する規定は、別に定める。

(幹事)

第11条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、次に掲げる者の内から会長が委嘱する。

関係行政機関の職員

その他、会長が必要と認める者

3 幹事は、理事会に所属し職務上の必要な意見をのべることができる。

(顧問)

第12条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応え、理事会に出席し意見を述べるができる。

(会計)

第13条 協議会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもって終わる。

(定めのない事項の処理)

第15条 前各条に定めのない事項については、会長が処理するものとする。

付 則

- 1 この規約は昭和56年7月21日から施行する。
- 2 この規約制定時における役員については、昭和57年3月31日までとする。
- 3 この規約は、昭和59年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、平成2年4月28日から施行する。
- 5 この規約は、平成18年4月1日から施行する。